

第二十二回
参議院大蔵委員会會議錄第九号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)午後
一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川 甚五郎君
山本 米治君
土田 国太郎君
平林 剛君

委員

木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
小林 政夫君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
野溝 勝君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵大臣官房長 石田 正君
日本専売公
社監理官 宮川 新一郎君
大蔵省主計
局法規課長 村上孝太郎君
大蔵省主税局
長 渡辺喜久造君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局
税制第一課長 白石 正雄君

本日の會議に付した案件
○交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案(内閣送
付、予備審査)

○糸価安定特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○労働者災害補償保険特別会計法の一
部を改正する法律案(内閣送付、予
備審査)

○自動車損害賠償責任再保険特別会計
法案(内閣送付、予備審査)

○日本専売公社法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十年分の所得税の予定納税及
び予定申告の期限等の特例に関する法
律案(内閣送付、予備審査)

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法(内閣送付、予備審
査)

○砂糖消費税法(内閣送付、予備審
査)

○輸入品に対する国内消費税の徴収等
に関する法律案(内閣送付、予備審
査)

○国税徴収法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○関税法等の一部を改正する法律
案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青木一男君) ただいまより
委員会を開会いたします。

交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案、
糸価安定特別会計法の一部を改正す
る法律案、
労働者災害補償保険特別会計法の一
部を改正する法律案、
自動車損害賠償責任再保険特別会計
法案、
日本専売公社法の一部を改正する法
律案、
昭和三十年分の所得税の予定納税及
び予定申告の期限等の特例に関する法
律案、
以上いずれも予備審査の六法律案を
一括議題として、政府より提案理由の
説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議
題となりました交付税及び譲与税配付
金特別会計法の一部を改正する法律案
ほか五法律案につきまして、提案の理
由を申し上げます。

最初に交付税及び譲与税配付金特別
会計法の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案の理由を申し上げま
す。

政府におきましては、今般、地方財
政の現況にかんがみ、地方財源の充実
確保をはかるための措置をいたしまし
て、地方道路税を創設して、その収入
額を道路に充てる費用に充てるため
に、地方道路譲与税として都道府県等
に譲与することとするとともに、本年
度の日本専売公社の収益のうちから三

十億円をさいて、たばこ専売特別地方
配付金として地方交付税と同様の方法
により地方に配付することとし、ま
た、入場譲与税につきまして、その譲
与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき
額を定めるほか、特に本年度に限り入
場税収入の二割相当額を一般会計に繰
り入れることをとりやめ、その全額を
地方に譲与することとし、これらの措
置に關しまして、今国会に、地方道路
税法、地方道路譲与税法、日本専
売公社法の一部を改正する法律案、地
方交付税法の一部を改正する法律案及
び入場譲与税法の一部を改正する法律
案を提案いたしてのことであります。

以上に伴い、交付税及び譲与税配
付金特別会計法におきましても所要の
改正を行うこととした次第であります。

以下、改正の要点について御説明い
たしますと、まず第一に、地方道路譲
与税に關する制度の創設及び昭和三十
年度のたばこ専売特別地方配付金に關
する措置に伴いまして、地方道路税の
収入及び日本専売公社から三十億円を
限り納付される金額をこの会計の歳入
とし、地方道路譲与税の譲与金及びた
ばこ専売特別地方配付金をこの会計の
歳出として経理することとし、第二に

に、本年度の入場税収入の二割相当額
の一般会計への繰入停止に伴い、本年
度に限り、第五條の繰入に關する規定
を適用しないこととし、第三に、譲与
税の譲与時期のうち三月において譲与
すべき金額中に同月に収納すべき税収

入の見込額をも含めることとしたこと
に伴い、この会計において支払上現金
に不足を生ずる場合も想定されますの
で、新たに、この会計に一時借入金又
は国庫余裕金の繰替使用に關する制度
を設けることとしたのであります。

次に糸価安定特別会計法の一部を改
正する法律案の提案の理由を御説明申
上げます。

今回の改正の第一点は、今国会にお
いて、別途御審議をお願いいたしてお
ります糸価安定法の一部を改正す
る法律案に伴うものであり、繭価維持
のための補充措置として、政府は、最
低価格による生糸の買入れによるの
みでは繭の価格が一定の額を下ること
を防止することが困難であると認める
場合において、農林大臣の指定する者
が、農林大臣の承認を受け、一定の条
件を遵守して、繭を一定期日まで保管
したときは、その繭を、糸価安定特別
会計において、買入れ、その買入れ
れた繭を売り渡し、もしくは加工し、
または生糸と交換することができると
することとするとともに、繭価維持のため
の助成の経費を支出することができると
とする等の改正をしようとするもので
あります。

第二点は、従来、この会計において
は、繭及び生糸の価格の異常な変動を
防止するために、三十億円の資金を
もって、最低価格による生糸の買入れ
または最高価格による生糸の売り渡
しを行うこととしておりますが、繭及

び生糸の価格の安定のため、この会計が必要とする数量の繭及び生糸を買い入れるには、その資金が不足することが予想されますので、今回、新たに、この会計において、支払上現金に不足があるときは、三十億円を限度として一時借入金等を行うことができることとしようとするものであります。

なお、右の改正に伴い必要な規定の整備を行うとするものであります。次に労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回政府は、別途、けい肺及び外傷性せき腫瘍等に関する特別保護法案を提出いたしました。その御審議を願っているものであります。同法案は、このたび提出いたしました労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案と密接な関係のある法案でありますので、まず簡単に同法の骨子を申し上げます。同法案は、けい肺を誘発するおそれのある粉じん作業すなわち土石または鉱物の掘き、破砕、裁断等を行います場所等における作業に従事する労働者に対して、健康診断、けい肺の症状の決定等を行ひまして、けい肺にかかった者の早期発見に努め、その者の病勢の悪化の防止をはかるために作業の転換を勧告し、この者に対しては転換給付を行ひ、さらに、けい肺及び外傷性せき腫瘍にかかった者に対して療養の給付、休業給付等を行ひ、もつて労働者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としたものであります。

しかし、右特別保護法案を実施いたします場合には、同法による

転換給付、療養給付、休業給付等に関する政府の経理を明確にするため、その経理は、現行の労働者災害補償保険特別会計において行ふこととするのが適當であると考えまして、同特別会計法について所要の改正をするため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの改正法律案の概要について申し上げます。第一点は、現行法第一条において、この特別会計の目的として労働者災害補償保険事業に関する経理をすることを規定していますが、これに今回のけい肺関係の経理をもこの会計において行ふことを追加した点であります。

第二点としては、現行法第三条においては、この会計の歳入歳出の内容を規定しておりますが、これに、今回のけい肺関係にかかる歳入歳出となる事項を追加した点であります。

第三点は、先に申し上げました特別保護法案の施行後において最初に行ふべきけい肺健康診断、機能検査等に関する経費については、国が負担することになっていますが、それは経過措置のものであるので、附則でこの会計の歳出とすることを定めた点であります。

次に自動車損害賠償責任再保険特別会計法案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。今回政府は、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護をはかり、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的として、別途、自動車

損害賠償保障法案を提出して御審議を願っているものであります。同法案によりますと、自動車の所有者は、特定のものを除き、その自動車損害賠償責任について保険会社と賠償責任保険契約を締結しなければならないことに定められており、政府は、右の保険者たる保険会社の賠償責任を再保険することにより、自動車損害賠償責任の範囲から除外された自動車事故の被害者の救済の一方法として、自動車損害賠償保障事業を行ふことになっております。

同法を実施することとなる場合には、政府の自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業の経理を明確にするため、一般会計と区分して新たに自動車損害賠償責任再保険特別会計を設けることが適當と考え、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の概略について申し上げます。この会計におきましては、保険勘定、保障勘定及び業務勘定の三勘定に区分し、保険勘定におきましては、再保険料、自動車損害賠償保障法第四十六条の規定による保険会社からの保険代位等による納付金、借入金その他をもつて歳入とし、再保険金の償還金及びその利子、一時借入金の利子、保障勘定への繰入金その他の諸費をもつて歳出とし、保障勘定におきましては、自動車損害賠償保障事業賦課金、他の会計からの繰入金、保険勘定からの繰入金、自動車損害賠償保障法第七十六条の規定による代位等による収入金、同法第七十九条の規定による過意金、借入金その他をもつて歳入とし、同法第七十二条の規定による

被害者等に対する支払金、業務勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつて歳出とし、業務勘定におきましては、一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金その他をもつて歳入とし、自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業の取扱いに関する諸費をもつて歳出とすることとし、その他、この会計の予算及び決算の作成並びにその提出に関する手続等、特別会計に必要な事項を規定しようとするものであります。

次に日本専売公社法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。この法律案は次の二点を骨子として行ふものであります。

第一は、本年度の地方財政の状況にかんがみまして、本年度に限り、たばこ専売特別地方配付金として、三十億円を、日本専売公社が、政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付すべきこととしたそうとするものであります。

第二は、たばこ専売法等において準用する国税犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品の取扱いは、従来国が日本専売公社の役員に行かせていたものを改めて、日本専売公社が国に代つてこれを行ふこととし、これに関する所要の規定を設けることとしたしております。

その他、所要の規定の整備をはかつておる次第であります。最後に、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特別に

関する法律案について、提案の理由を申し上げます。所得税の改正につきましては、すでに所得税法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願つておるところであります。本年七月から改正を実施することとし、本年分の所得税の予定納税につきましまして、改正後の所得税法によることを予定しております。しかしながら、現行所得税法の規定によれば、予定納税額の通知は、毎年六月十五日までに行ふこととし、これに依つて予定納税に関する各種の期限が定められておりましたので、本法律案は、この予定納税額の通知期限、その他六月及び七月に行われる予定納税に関する各種の期限を変更して、減税後の所得税額により予定納税を行ふことができるようにしようとするものであります。

以上、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外五法律案につきましまして、その提案の理由を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 次に、ただいまの六法案につきまして、順次事務当局より補足説明をお願いいたします。

○政府委員(村上孝太郎君) 補足説明を申し上げます。最初に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

お手元に配りました新旧村照表をごらんになっていただきます。傍線がございいますが、傍線の左を右のように改正したいという意味でございます。この交付税及び譲与税配付金特別会計と

関する法律案について、提案の理由を申し上げます。所得税の改正につきましては、すでに所得税法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願つておるところであります。本年七月から改正を実施することとし、本年分の所得税の予定納税につきましまして、改正後の所得税法によることを予定しております。しかしながら、現行所得税法の規定によれば、予定納税額の通知は、毎年六月十五日までに行ふこととし、これに依つて予定納税に関する各種の期限が定められておりましたので、本法律案は、この予定納税額の通知期限、その他六月及び七月に行われる予定納税に関する各種の期限を変更して、減税後の所得税額により予定納税を行ふことができるようにしようとするものであります。

申します特別会計は、地方の自主的財源をここに集めまして、それを配付するといふ機能を営んでおりますが、その財源となりまして、いろいろの収入源が、本年度におきましては、昨年の交付税及び入場税、及び二十九年度限りの揮発油税という三つの財源、そのうちの揮発油税だけは二十九年度限りでなくなりまして、その代りに、先ほど提案理由にありましたように、新しく地方道路譲与税というものが創設されます。これは地方道路税として国税で収納されたものを、地方道路譲与税として地方団体に配付するわけでありまして、約七十二億円の金額が計上されておりますが、この地方道路税の創設に伴いますところの歳入、及び地方道路譲与金を配付しますための歳出の改正、こういう点が実体的にまず第一の問題になるわけでございます。

その次に、同時に提案されておりますところの専売公社法の改正の中にございまして、昨年十九国会で、大蔵大臣が約束されました、約三十億円の専売益金を地方に配付する、その約束に基づきまして、本年度これを、たばこ専売特別地方配付金といたしまして、地方公共団体に配付することになりまして、専売益金からこの特別会計に直接受け入れられることになっております。これは本来ならば、たばこ消費税として税金を地方に譲与することになるわけでございますが、今年度は年度途中でございまして、税率その他の関係から、こういう形で特別に専売益金をこの特別会計に収納するという形になっております。これが実体的に第二の改正の主体をなしております。第三の問題といたしましては、御存

じのごとく、地方公共団体の財政的な窮乏その他にかんがみまして、昭和三十一年度限りまして、入場税の収入の十分の一、これは従来入場税収入の十分の一は一般会計に繰り入れることになっております。残りの十分の九が譲与税として地方に配付されることになっておったのであります。今年度限りまして、その一般会計に繰り入れるべき十分の一も、これを地方公共団体に配付するということになっております。これが改正の第三点でございます。

他の改正は、これはまあ手続的なものでございまして、たとえば従来の譲与税の配付時期を、三月分は三、四、五とまとめまして、翌月の六月に地方公共団体に配付したのでございまして、今年度はそれをさらに繰り上げまして、一、二、三の三ヶ月を三月に配付するという形になっております。地方公共団体の資金繰り、あるいは財政状態を緩和するためでございますが、そのため三月分は、これは見込み額で配付するといふ形になっております。いまその財源となりまして、いまだ現金が、租税収納資金からの特別会計に入っておりますので、今度一時借入金、あるいは借入金借りかえという制度を恒久的に付置したわけでありまして、二十九年度限りに一時借入金の制度がございまして、これは二十九年度限りの制度として、付則にうたわれておったわけでありまして、今度はこちらの繰り入れ時期の改正の点から、恒久的な制度として本法に入れております。こういうような改正がおもなる点でございます。

逐条的に申し上げますが、第三条の歳入及び歳出のところを追加されておりますのは、今申し上げました地方道路税の新設ということによりまして、その、歳入の科目がふえたという改正でございます。そのあとの「第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換による収入金」と申しますのは、これはただいま申し上げましたような一時借入金の年度越しの借りかえの制度を恒久化する結果、第三条の歳入の中に規定したというわけでございます。その次の歳出の面におきましては地方譲与税譲与金、従来は入場譲与税譲与金だけございましたが、地方道路譲与金が入りますので、それをくろめて、地方譲与税譲与金というように規定のいたした方をいたしまして、カッコの中で、入場譲与税の譲与金と、地方道路譲与税の譲与金に分れるというように改正をいたしました。

その次に歳出といたしまして、一時借入金の借りかえをした場合の償還金及び利子、あるいは一時借入金の利子というものを歳出にいたしました。これも先ほど申し上げましたような一時借入金制度の創設に伴うところの、本法の歳入歳出の規定でございます。その次の十二条は、先ほど申し上げました三月分の譲与税を、三月に見込み額で地方に配付するということになりました結果、現金収入がなくても配付したさなればなりません。そのため、一時借入金制度を創設した、しかも、それを年度越しに借りかえることにいたしております。

余剰金を繰りかえ使用することができません。その規定が十三条に新しく置かれたのであります。その内容は例文でございまして、説明を省略いたします。第十四条は、一時借入金制度を創設いたしました結果、国債整理基金特別会計への繰り入れの規定が、新しく必要として加わったわけでございます。その次の改正は、これは単に十三条を十五条にしたという整理だけでございます。

あとは付則にございまして先ほど申し上げました、たばこ専売特別地方配付金という、新しい地方公共団体に對する配付金がございまして、そのソースが、専売益金から三十億年度はさかれて、この特別会計に収入されるというところを申し上げましたが、その規定がおもなるところでございまして、付則の各項について御説明を申し上げますと、第四項の「第五条の規定は、適用しない」といふのは、先ほど申し上げました入場税の十分の一を一般会計に繰り入れるという制度を今年やめました結果、第五条の規定を停止するといふ意味でございます。次は、四項を五項に繰り上げました規定、及びその改正は、昭和二十九年度限りまして、揮発油税の三分の一を揮発油譲与税として、この特別会計は地方団体に配付されるわけでありまして、その収入見込み額は決算と違つております。昭和二十九年度の予算では、揮発油税は二百三十七億円というようない見込み方をいたしまして、その三分の一の七十九億円が、ガソリン譲与税として地方団体に配付されたわけでございます。

でございますが、実際には二百九十億でございます。従つてその三分の一の九十七億円は見込み額に對しまして約十九億円ばかりの増加になるわけでございます。それが、今度は専売益金の地方の道路譲与税の付則におきまして地方道路税とみなすという形で、昭和三十一年度または三十一年度において一般会計からこの会計に繰り入れることとなったわけでございます。この新しくできた四項に五項を繰り上げた規定の改正の趣旨はそういう意味でございます。五項が削られましたのは、旧五項の規定は、この収入見込み額がむしろ実績より多かった場合に、逆にこの特別会計から一般会計に返還する必要があったわけでございますが、現実には収入見込み額に對して実績が増加しておりますので、この規定が事実上要らなくなつたといふわけから削除してございまして、十一項は、これは非常に複雑な規定でございますが、この趣旨は、昭和三十一年度限りの新しい歳入と、それから歳出の事項をここに追加してございまして、その主力をなしますものは、先ほど申し上げました日本専売公社の益金を昭和三十一年度の歳入とするといふことと、それからたばこ専売特別地方配付金を昭和三十一年度の歳出とするといふ、臨時的に歳入歳出に、このたばこ専売益金の関係を追加するといふ改正でございます。

これで交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の御説明を終ります。次に余額安定特別会計法の一部を改正する法律案の御説明を申し上げます。

これもお手元に差し上げました新旧対照表を御覧になっていただきます。この特別会計法の改正のもとになります。この特別会計法、実体法の改正は、蘭糸価格安定法という実体法がございまして、これは別途農林省から国会に提案されておるわけでございしますが、その中で二つの点が非常に大きな改正となつております。その実体法の改正に伴いますところの特別会計法の改正がここに出席しておるわけでございします。

まず第一点は、従来蘭糸価格安定法の建前といたしましては、生糸が十九万円よりも安くなりますと、この会計で買ひ上げまして、それが二十三万円になりますと、この会計が売るといふ、十九万円から二十三万円の間の価格の安定帯に対して、この特別会計が生糸を買ひ入れ、あるいは売ひ出すという、この入れ操作によって価格安定の機能を営んでおったわけでございします。ところがこの生糸の価格の安定という点と、さらに蘭の値段の安定という点と、これは相互に、相関的な関係にあるわけでございしますが、蘭糸価格安定法の目的といたしましては、この両者の価格の安定ということが目的となつておりました。生糸の買ひ入れ、あるいは売ひ出しという操作だけで蘭の価格の異常な低落というふうなものを直接的に防止し得ないときに、蘭についてこれを買ひ入れて、蘭の価格の安定をも直接的に操作する手段が欲しいというわけで、蘭糸価格安定法におきまして蘭の買ひ入れについて、新しく規定をすることになつたわけでございします。その関係の改正が第一点でございします。これは具体的には、蘭の価格が農林大臣が定める一定の価

格を下ることになりますと、まず農業協同組合が蘭の共同保管をするという形で、一定の数量を流通市場から引き揚げるという形でまず価格のてこ入れをするわけでございしますが、しかも一定の期間、この農業協同組合の共同保管が続きましても価格がなかなかもとへ戻らない、従つて共同保管をした蘭が売れ残らないというときに、この特別会計が購入するわけでございします。で、この購入した蘭を、乾蘭といたしましては長い貯蔵に耐えさせないので、交換したり加工したり、あるいは貯蔵の直接の経費といふものを支払つたり、この特別会計がいたさなければならぬわけであります。そうして一定の蘭の価格が回復しましたときにこの特別会計としては売ひ出す、こういうふうなことになるわけです。そうして、この蘭の買ひ入れ、売ひ出し、あるいは交換、加工、貯蔵という経費の出入れが特別会計として新しく追加されるときに、先ほど申し上げました農業協同組合の共同保管費といふものにつきましても、その一部、たとえば金利、倉敷といふものを補助することになつております。その補助制度が新しく追加になったという関係、これが蘭の価格の安定のためにこの特別会計法を改正するといふ必要が生じたわけであります。

第二の点は、これは従来この特別会計の資金といたしましては一般会計から三十億の出資金がございまして、この三十億の出資金によりまして、蘭、生糸の市場価格といふものの、てこ入れを考へておつたわけであります。それのときには今から五年ばかり前の経済条件を前提といたしまして計算をされ

ておりましたので、現在の生糸の価格の値上り、あるいは生糸の生産量そのものの増加という点から、このてこ入れ資金が、買入れ資金が十分ではないといふふうなことになる参りましたので、この際、新しく生糸価格あるいは蘭価格に対するてこ入れのための資金としてはどの程度が妥当であるかという計算をし直しまして、新しく資金的な手当てをしたわけであります。この資金的な手当てといたしましては、証券の発行、あるいは一時借入金、さらにその一時借入金金の借りかえ、あるいは借入金金の制度といふようなものによつて約三十億の出資金を追加して、従来までありました三十億の一般会計からの出資金と合せまして、六十億の出資金で生糸あるいは蘭価格の安定をはかりたい、こういうふうな改正をここでお願い申し上げておるわけであります。

まずこの六十億の資金的な基礎と申し上げます点は、これは非常にむずかしい数学的な結論でございしますが、昭和二十四年の六月に生糸の統制が撤廃になりましたから以降の生糸の平均の糸価といふものを、一体毎月の生糸の市場価格がどういふふうに変化しているか、その度数、分布の確率を求めまして、結論的に一五%以上の価格のズレが起つた回数は大體一〇%であるといふふうな結論から、ここ数年間の生糸の生産量約三十万俵と見まして、その三十万俵の約一割の三万俵に対して十九億圓をかけた五十七億圓という一応計算をいたしております。これは生糸の買入れ資金といたしまして、従来の実績からある程度有効なものでありといふふうな建前から、この三十億

圓の出資金の追加という措置をお願いしておるわけであります。

この二つの点がおもなこの特別会計法の改正の理由でございします。

そこでお手元の新旧対照表で簡単に御説明申し上げます。

第一条の改正は、蘭の価格の維持のための直接的な買入れ手段、従つてその売ひ渡し、交換、加工等の機能が新しく加わつたということと、先ほど申し上げました農業協同組合の共同保管費に対する助成金がこの会計として一つの機能的に加わつた操作であるといふことを規定したわけでございします。

第四条の改正は、こうした改正に伴いますところの蔵入及び蔵出の科目が新しく追加されたものでございします。

第五条も、これも蘭の買入れの結果、在高明細表が新しく蘭についても加わるといふ規定でございします。第六条の規定は、これは単に条文の整理でございまして、昭和二十七年の財政法の改正で、蔵出につきましては款の区別といふものはなくなつたわけでございします。その後、この特別会計をいじる機会がありませんでしたので、そのまゝになつておりましたのを整理したわけにございします。その次の第八条は、短期証券及び一時借入金金の制度でございします。第九は、この新しく創設されました短期証券及び一時借入金金の年度内借換の規定でございします。第十に追加されましたのは、この一時借入金及び短期証券の年度越しの借換の規定でございします。

それから十一は、これらの借入金、あるいは一時借入金、あるいは長期、短期の証券の限度を、通じて三十億圓とするという限度額の規定でございします。第十二条は、こうした借入金制度が新しくできました結果、その借入金の仕事が大蔵大臣が行うという条文でございします。十三は、借入金に關する経費の支出に必要な金額は国債整理基金特別会計へ繰り入れなければならないということにございします。十四、十五、十六と、ずっとこれは条文の整理でございします。それから十六は、生糸に加えて蘭の在高明細表をつけ加えなければならぬという、これも単なる改正でございします。十七条、これも決算書に添えますところの蘭の在高明細表を加えなければならぬというだけの規定でございします。十八、十九、二十、これらもすべて条文の整理でございします。

それから付則の二項は、これはこの蘭の在高明細表につきましては、大體、蘭の購入が今年の春蚕あるいは夏秋蚕、大體春蚕はアメリカのクリスマスに対する引合、需要になりますので、大體この夏秋蚕から適用になるといたしまして、現実の購入は来年度となるわけでございします。従つてここにございしますところの蘭の在高明細表についての規定は、最初の蘭の購入がもしあつたといつたとしても、昭和三十一年度になるということから、それぞれ適用になる年度の調整をいたしたわけでございします。これが付則の説明でございします。

その次の改正は、国庫余裕金の繰替使用に關する法律によりまして一時借入金を許されておりましたところの特別会計におきましては、一時借入金金の代りに国庫余裕金を繰替使用することが

できるといふ規定がござい
ます、その中に糸価安定特別会計を加え
たわけでございますが、だいた前にな
くなりまして新炭需給調節特別会計と
いう、これは大きな赤字を出した特別
会計ですが、これが整理にならずに
残っておりまして、この際これ
も削除して条文を整理しようというだ
けの規定でございます。これが糸価安
定特別会計法の一部を改正する法律案
の御説明でございます。

その次に、労働者災害補償保険特別
会計法の一部を改正する法律案の説明
を申し上げます。これもお手元に差し
上げました新旧対照表をごらんになっ
ていただきます。

これは先ほど参事官から御説明にな
りましたように、けい肺及びけい肺
外傷性せき腫瘍害に関する特別保護法
案という長い題名の法律案が別途に労
働省から提案になっております。これ
によりまして、御存じのいわゆる「よ
ろけ」と申しますか、けい肺という非
常に悲惨な職業病でございますが、け
い肺の關係と、それから、せき腫の障
害、これも不治の病氣でございますが、
が、こういう二つの特殊な職業病に関
しまして、従来の労働者の災害保険法
あるいは労働基準法の原則をこえて療
養給付、休業給付等を行い得るよう
に、新しい保険制度を追加いたしてお
ります。その追加になりました保険制
度を、従来ありました労働者災害補償
保険特別会計において行います結果、
労災保険特別会計法が改正になる、こ
ういふ關係でございます。

そのけい肺及び外傷性せき腫瘍害に
関する特別保護法の内容は、先ほどと
ちよつと提案理由で触れられましたたけ

れども、大体中味は三つの点が大事な
んでございまして、その一つは、先ほ
ど申し上げましたように、従来の労働
基準法あるいは労災保険法によりまし
と、疾病になりまして、その療養開始
後三カ年を経過してしまつてもなお負傷あ
るいは疾病がなおならない場合には、千
二百日分の打ち切り補償をしてその後
は事業主は療養補償を行わなくともい
ふことになっております。この三カ
年という期間は、大体普通の疾病ある
いは負傷につきましてはその回復には
十分な期間でございますが、けい肺と
いうふうな、ちよつと現在適切な治療
法がない深刻な職業病とか、あるいは
せき腫瘍害のように治りましてもある
程度以上にはよくならないというふう
な、こういう病氣につきましては、そ
の後二カ年間に療養給付を行つて、
この二年間の療養給付につきまして、
その期間もし療養ができない場合には
休業給付を行つて、これは労働基準法に
も規定してございまして、打ち切り前
の休業補償相当額でございますが、普
通平均賃金の百分の六十でございます
が、そうした休業給付を行つて、
その制度を新設したわけでございます
が、これは大体現在のところ、けい肺
につきまして、この療養給付あるいは
休業給付の適用の対象とされておしま
すのは約百九十一人、せき腫瘍害に関
しては約二百四十人、計二百人あまりの
人がこの新しい制度の恩恵を受けるわ
けでございます。

その次は転換給付と申しますか、具
体的に申しますと、けい肺の第二傷度
あるいは第三傷度——けい肺について
は第一傷度から第四傷度まで、四位の
段階がございまして、第二傷度、第三

傷度という程度のもになりますと、
たとえば従来メタル山で、粉塵のあ
る、さく岩機とかそうした仕事をし
ておつた人を、今度は強制的に、坑外
と申しますか、そうした粉塵に触れな
いような作業に転換させることになつ
ております。その坑外としての転換
は病氣には非常によいわけございま
すけれども、一方、賃金から申しま
すと、従つて下るというふうなことに
なりますので、そうした場合に、転換
給付といたしまして平均賃金の約三十
日分をこれに支給する、これは一回限
りでございますが、そうした給付制度
を新設してございまして、この給付制度が
第二に新しく追加されたものでありま
す。

第三には、一般にこうした粉塵作業
から、たとえば遊離珪酸が入つてけ
い肺を起すといったような、こういう
病氣は、必然的な職業病ではございま
すが、これを始終健康診断をして看視
してございすれば、ある程度防げるわ
けであります。こういうふうな遊離
珪酸が肺の中に入るといふ危険性の
ある粉塵作業をしておりますのは現在
日本に約九万人の労働者があつて、こ
ういふことが必要でありまして、そうし
ては適切な事前の健康診断を行つてい
うことが必要でありまして、そうした
健康診断を行つていふことになってお
ります。そうした健康診断——最初の健康
診断につきましては国が三分の一の経
費の負担をするようになってございま
す、その経費がこの労災保険特別会計
法から出るわけでありまして、
こうした三つの新しい制度につきま
して特別会計法の改正をいたしてお
まして、お手元に差し上げました新旧

対照条文を見ていただきますと、これ
は非常に簡単でございますのであまり
説明の要がないと思つたのであります
が、第一条は今申し上げましたよう
な従来の労働者災害補償保険事業のほ
かに、けい肺及びけい肺外傷性せき腫
瘍害に関する特別保護法による給付に
関する政府の経理を明確にするため
に、特別会計を設置するのだという、
この特別会計の新らしく加りました
目的を規定しておるわけでございます
す。

その次に、この会計の歳入歳出に
ついて新しい立法によること、この事
項が追加になったことを規定してお
るのであります。歳入としましては一
般会計からの受入金、これはこの新ら
しい法律、特別保護法によりましてこ
ろの給付金の三分の一というものを国
が負担することになってございまして、
これを毎年一般会計から繰入れるわけ
でございます。これが新しいこの特
別会計の歳入になるわけでありまして、
それから特別保護法によりまして、そ
の残りの三分の二につきましては、事業
主が負担するわけでありまして、これ
も特別会計の新しい歳入となるわけ
でございます。歳入面ではこの二つが
加わりまして、歳出といたしまして
は、特別保護法による給付費、それか
ら事業主の負担金の還付金、これはた
えば過誤納の場合などそれを返還し
ます還付金、あとは従来通りでありま
すが、最後に業務取扱費、これは条文
整理の一種でありまして、従来の事業
取扱費という言葉がやや適切な表現で
はございせんので、業務取扱という
ふうに変えたわけでありまして、

それから第四条は、これは借入金
の規定でありまして、借入金の限度は、
従来の労働者災害補償法だけでなく、
今度の新しい特別保護法のために必
要な資金が不足する場合にこの借入金
ができるのだという、借入金ができま
すところの限度額の中に新しい特別
保護法の給付費及び事業主負担金の還
付金を入れたわけでありまして、そう
いふ改正であります。

それからこの新旧対照表に出てお
りませんが、先ほど申し上げました事
前における粉塵作業をやつております
労働者に対する健康診断につきまして
はこの法律の附則の二項に書いてござ
いまして、「政府が行つてけい肺健康診
断、機能検査又は結核検査に要する経
費は、労働者災害補償保険特別会計法
第三条の規定にかかわらず、この会計
の歳出とする。」、こういうふうになつ
ておりますが、これを先ほど申し上げ
ましたように、政府がけい肺になるお
それのある労働者の健康診断に關与し
ますのは最初の一回だけでございます
で、臨時的な歳出の科目としまして附
則において規定しておるわけございま
す。これが労働者災害補償保険特別
会計法の一部を改正する法律案の説明
でございます。

最後に自動車損害賠償責任再保険特
別会計法案の御説明を申し上げます。
これはお手元に法律案の全文が配付
になっておると存じますが、この特別
会計を新らしく創設しますゆゑのもの
は、先ほど政務次官からも申し上げ
ましたように、別途自動車損害賠償保
障法案なるものが運輸省からこの国会
に提案になっております。その骨子と
なりますところのものは、最近にお

自動車の数に非常な激増、これはこの五年間に約三倍の百万台という非常に大きな数に達しておりますが、自動車の数が今や交通の不可欠な手段として用いられております半面、この交通事故の大部分というものは自動車によるものであるといふふうな状態になっております。たとへば昭和二十八年の交通事故の件数は八万件でございますが、その中で自動車の事故の件数が七万四千件、約九割三分を占めております。それから死傷者数も、全交通事故の六万四千八百二十四人という数に對しまして、自動車の死傷者数は五万八千九百七十七人、約九〇%を占めておるといふような状態になっております。交通手段としての自動車というものが非常に重要性を持つて参ります一方、それによるこの民生の安定というものはかなり阻害されておりました。しかもこれは新聞などでよく御存じのように、ひき逃げという、相手が全然わからないというこの結果、けがをした人あるいは死んだ人、遺族というものがその賠償を十分に受けられないといふふうな、社会的な悲劇も起つております。この結果、今度自動車損害賠償保障法案なるものをこの国会に提出いたしました。一方では賠償責任の適正化と申しますか、従来の民法の原則を越えまして、一種の無過失責任に近い自動車の事故によるこの賠償責任を負わせますと同時に、この賠償責任の適正化の裏付けといたしまして、そういう事故を起しました際に、それに十分な賠償能力を保障制度でもって獲得するといふふうなことが、この自動車損害賠償保障法案の骨子でございます。国は保険の十分の六

につきまして再保険制度を創設しまして、それをこの特別会計の保険勘定で経理することになっております。それから先ほど申し上げましたひき逃げというふうな、全然加害者がわからないという場合に、被害者が何ら適切な賠償を受けられないといふことによつて起るこの悲惨な事を救いますため、この特別会計に保険勘定なるものを設けまして、その保障勘定に、一定の自動車を持つた者に対する賦課金を収入として集めまして、もしそういうひき逃げといふふうな事態が起りました場合には、それに対する保障金を交付するといふ仕事をさせることを考えております。この特別会計といたしましては、この二つの再保険勘定と保障勘定が大きな意味を持つものであるとして、これら二つの事業を営むための業務関係の経理といたしまして、業務勘定が別個にございます。特別会計法の内容は大体例文でございまして、あまり新しい規定はございませんが、大体主要なところだけを申し上げます。

第一条はこの特別会計を設置する目的をここに書いてあるわけでございす。自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険事業（これは先ほど申し上げました保険勘定の仕事でございます）及び自動車損害賠償保障事業、これが先ほど申し上げましたひき逃げ等々の保険にかかわらない被害者に対する保障をやる勘定でございす。この二つの事業に關する政府の経理を明確にするために、この特別会計を設置する。これは財政法十三条のいふゆる特別の事業を行ふ特別会計であるといふことをここに明示したわけでございす。

第二条は、この特別会計の管理、これが運輸大臣であるといふだけの例文でございす。

その次は区分、これは特別会計の勘定が、先ほど申し上げましたような保険勘定、保障勘定、業務勘定の三つに区分されるという規定でございす。

まず保険勘定の歳入及び歳出は、一般の損害保険会社が、自動車の所有者または運転手、いわゆる被保険者と契約をいたしまして、そうして取りました保険料の中の百分の六十を、この特別会計に納付するわけでございす。その納付された再保険料と、その次に書いてございす法第四十六條の規定による納付金と申しますのは、第三者の過失で事故が起つたという場合には、保険会社は第三者に対して請求権を持つております。商法六百六十二條のいふゆる代理請求権でございす。その行使によつて一定の金額を取納しました場合には、その百分の六十を再保険勘定たるこの特別会計の保険勘定に納付しなければならぬという規定がございまして、その納付金を言つていふわけでございす。歳入といたしましては、そのほか借入金及び付属雑収入がございまして、歳出といたしましては再保険金、これは事故が起りました場合に被害者に支払われますが、その支払い保険金額は一体幾らかといふことは、これは政令で定めることになっておりますが、大体死亡した場合に一人三十万円、それから重傷の場合に十万円、輕傷の場合に三万円といふふうな金額を予定しておるものであります。この保険金額を払いますときに、その

百分の六十はこの特別会計の保険勘定から支払われるわけであります。そうした再保険金、これがこの保険勘定の歳入の大きなものであります。その他、法第四十五條の規定による再保険料の払い戻し、例へば、従来この保険の対象となつておりました自動車に廢車されるという場合に保険料を払い戻すといふ場合がございす。そういう払い戻し金もまた歳入として考えられる。そのほか借入金の償還、利息、あとは普通の特別会計歳出でございす。二項は先ほど申し上げました保障勘定、いわゆるひき逃げその他保険の対象となりませんところの事故に対する国が保障金の支払いをするための保障勘定でありますが、それには先ほど申し上げました保険金の中に、一部、これは交通事故のいろいろな確率から計算されるわけでありますが、ひき逃げ率といふものが、そういう部分を、この保障勘定へ再保険料を納めますと、その再保険料分の中にさうしたひき逃げ分が入つておるわけであります。これを保障勘定から保障勘定へ繰り入れることになりす。その繰り入れる繰り入れ金は、同勘定における保障金の支払財源に充てるため、予算に定めるところにより、再保険料のうち政令で定める金額を繰り入れるものとす。そのひき逃げ料といふのは政令で定めて、その政令で定められた金額を保障勘定から保障勘定に入れる、こゝういふ規定でございす。

その次は保障勘定の歳入、歳出の規定でございす。これを簡単に申し上げますと、保障勘定で払いますところの保障金と申しますものは、これはいふゆる保険の対象になりませんひき逃げ

げとか、あるいは被保険者の悪意による事故とか、あるいはその自動車を運搬する正当な権利のない者が、例へば他人の自動車を奪つて乗つておるといふふうな者が事故を起した場合に、それに對して保障金を支払うのがこの会計の歳出としては一番大きなものであります。歳入といたしましては、それに見合うところの賦課金といふものを、これは保険会社がとります保険料の中から出て来るわけでありますが、その他、保険の対象からはずされまところの都道府県、公社、国等の自動車を所有しておるものが一定の賦課金として繰り入れるものを財源といたしておるといふ規定でございす。

それから第六條は、これは保障事業及び保障事業のための業務についてのいろいろな事務取扱費その他をこの業務勘定で取り扱ふといふことの規定でございす。

第七條は歳入歳出予算計算書の作成及び送付、これも普通の特別会計と同じ例文でございす。

第八條は歳入歳出予算の区分。第九條は予算の作成及び提出。

第十條は利益及び損失の処理。この第十條が書いてございすところは、毎年出て来ますところの保険経理の尻といふものはプラスとかあるいはマイナスとかいふ形で出て来るわけであります。そういう損益勘定、利益または損失を生じましたときは、この特別会計でやつておりますところの保障事業の建前から申しまして、短期保険といたしましては、利益が出ればこれは保険料の引き下げといふことで被保険者あるいは保険契約者に還元する。損失を生じた場合には新しく保険料率

を引き上げまして保険採算がとれるような保険料制度にするわけでござい

ますが、その間出ましたところのプラスまたはマイナスを積立金として整理し

まして、積立金の益でその年度の損失が払えませんが損失を繰越金として

整理するといふ、この特別会計の短期保険としての性格から生じますとこ

ろの利益および損失の処理を規定した規定でござい

十一、一条の剰余金の繰入、十二、一条の蔵入蔵出決定計算書の作成及び送付、第

十三、一条の蔵入蔵出決算の作成及び提出、これらはすべて例文でござい

ます。十四、一条の剰余金の預託、これも普通の特別会計と変わったところはござ

いません。十五、一条の借入金、十六、一条の時借入金、及び十七、一条の借入金及び一

時借入金、及び十八、一条の借入金、十八、一条の国債整理基金特別会計への繰り入

れ、これらは全部例文でござい

第十九、一条に支出未済額の繰り越しの規定がござい

ますが、これも通常の特別会計にある規定でござい

ます。付則の「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部を次のように改

正する」といふ規定は、いわゆる官吏が退職いたしました場合に、その退職

手当が通常の失業保険の一定率と同じようになるようにということ、その

規定をここに追加したわけでござい

ます。これをもちましてこの自動車損害賠償責任再保険特別会計法案の補足説明

を終ります。○政府委員(宮川新一郎君) 日本専売公社法の一部を改正する法律案につ

きまして補足説明を申し上げます。この法律案の改正の要旨は五箇点ござ

います。まず第一に、第九、第四項の「葉たばこ」を「たばこ」に改める

点でござい

ます。日本専売公社法第九、一条は専売事業審議会について規定して

おるのでござい

ますが、その第四項におきまして「委員長及び委員は、学識経験のある者、葉たばこを耕作する者

その他専売事業に直接関係する者及び公社の職員の中から、大蔵大臣が任命する」と規定されておるのでござ

います。この「葉たばこを耕作する者」の「葉たばこ」という字でござい

ますが、従来の用語からいいますと、専売公社法あるいはたばこ専売法等に

おきましては、葉たばこは、たばこの葉をいふことになっておりまして、葉

たばこを耕作する者というのとは不適当でござい

ますので、この際「たばこを耕作する者」と改めたいという点が第一

点でござい

ます。次は、第十七、二の削除と四十七、二の削除の点でござい

ます。第十七、二は、公社の役員がその離職する前五年間に臨時物資需給調整法に基

になることを制限をしていたものでござ

います。この条文を削除することとしたしたのは、この離職後の就職制限の根拠となっておりまして、い

ゆる物需法が昭和二十七年三月三十一日をもって失効いたしましたので、その後

すでに二年を経過したとしておりまして、もはやこの規定は空文化してお

からでござい

ます。なお四十七、二は、この規定に違反して就職した者に

対する罰則規定でありますので、合せて削除いたしまして、本改正法律案の

付則第二項はこれらの規定の削除に伴う経過規定としたしまして設けたもの

でござい

ます。第三点は、四十三、二の改正でござい

ます。たばこ専売法等の違反者に対しましては国税犯則取締法を準

用いたしまして通告の処分を行なうのでありまして、その通告の処分

によりまして納付される金銭及び物品の取り扱いに関する事務は、従来大蔵

大臣が指定する公社の役員に行なわれて

まして、しかもその事務の取り扱いは、公社が大蔵大臣の承認を受けて定

めることになっておるのでござい

ます。すなわち現行法の建前によりま

す。これら金銭、物品は国の蔵入に属すべきものでありまして、その意

す。すなわちこれらの事務は一切公社

がいわば下請機関のような形で国にか

わって行なうこととしたしまして、公社はまず金銭、物品を受領し、翌月十五

日までに当該金額及び物品の額に相当する金額を政府に納付すべきことと

した次第でござい

ます。その際、物品の評価に關しましては別に政令で定

めることとしたしまして、金銭、物品を公社が受領したときに通告の旨が履

行されたものとみなしまして通告の旨

を受けた違反者の免責時点を明かにし

た次第でござい

ます。第五項にありま

す。当該金銭の額の納付は「公社の収

入支出外とする」とありますが、通告

処分によりまして公社が納付を受ける

した金銭あるいは物品の額に相当する

ものは翌月の十五日までに国庫に納付

しなければならなくなっておりまして、公社の収入支出としな

い、保管金として取り扱う方が取り扱い上便宜でありま

れまして、実際問題といたしまして

は、その後公共企業体等労働関係法第

八、二の項の規定に従いまして災害補償に關する事務は、労働協約の内容と

いたしまして団体交渉にゆだねられてきておる次第でござい

ます。その後、昭和二十五年国家公務員災害補償法が公布され

ましたが、もはやこの法律によることは実情に合

いません。この際、これを改めることとしたしまして、ただ労働者災害補償保険法の適用を除外いたして

おります。第二項のみを存置することとした次第で

ござい

ます。第五点、附則第五項乃至第七項に規定する事項でござい

ます。これは先ほど法規課長から関連法に關連いた

しまして説明がござい

ましたが、地方交付税法は地方団体相互間の収入上の

不均衡を調整するために、一定の財源を各地方団体の財源額に比例いた

しまして交付することを定めておるのでござい

ますが、今回この法律の改正法附則第二項及び第三項にお

きまして、昭和三十年に限りまして日本専売公社から交付税及び譲与税配付金特別

会計に納付される金額、これは三十億四、四であり

が、この金額を加えて、今年度の交付税の総額を算出する旨及び当該金額はたばこ専売特別地方配

付金として、特別交付税の交付の例により地方団体に交付する旨を規定いた

しております。これに従いまして、今回日本専売公社法の一部を改正いた

しまして、公社は昭和三十年に限りまして当該特別会計に三十億四納付す

べきこととしたのでござい

ます。またこれは地方たばこ消費税の税率補正が

○野溝勝君 資料を一つ。特別会計、特別会計と、まあ特別会計ばかり相当あるのですが、一体特別会計の数はどのくらいあるか。数とそれから前年度一般会計からこの特別会計へ繰り入れ

た赤字といいますが、額と、その特別会計の種類、これを一つ資料として御提示願いたい。

○委員長(青木一男君) それでは次に
所得税法の一部を改正する法律案、法

人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、

地方道路稅法案、砂糖消費稅法案、輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律案、國稅徵收法の一部を改正する法律案、關稅定率法等の一部を改

正する法律案、以上八法律案を一括議題として質疑を行います。

○野瀨勝君 理事会はどういう打合せをしたかしらぬけれども、こう一緒に出されてもあれじゃないですか。審議上委員長と理事と話をして、順序よくこれとこれとをやろうといつて整理してもらわなくちゃ困るな。七つも八つ

も一緒にやられちゃ……。○委員長(橋本一男君)　ちよつと申上

けます。この議事の方法については、原則に理事の諸君とも打合せて、そういうふうによつております。一つ一つさめますと、かえつて制限を受け、やはり税法なら税法一括の方がいいじゃないかという考えで、今までそういう進行をいたしております。

○野瀧勝君 それでいいが、質問は放射線に出してもいいわけだね。
○委員長(青木一男君) よろしゅうございます。
○藤野繁雄君 砂糖消費税法の第八条の「砂糖類の製造者」というものはどういうふうなものであるかということをお尋ねしたいと思うのであります。それは地方の実情をまず申上げてみまうという、農家が作ったところのカーンシヨは、ある一定の製造の免許を受けているところの場所に持つていて、各農家が個々にその機械を利用して砂糖を製造して持つて帰る。であるから、砂糖類の製造者といへば、農家であるか、あるいはその機械を持つてあるものであるか、こういうふうなことになるのです。もしこの第八条の「砂糖類の製造者」というものが、今申し上げたように、機械を所有しているものだったならば、その人のみの、自己又は同居の親族の用に供する砂糖のみが、免税になる、こういうことになるのじゃないかと思うのであります。又十九条で、自家用の免税と、そういうふうなことになるのであります。したが、「第一種甲類の砂糖を製造する者」と、こう書いてあって、これも砂糖の製造者であつて、農家ということが明らかでないのであります。その「砂糖を製造する者が自己又は同居の親族の用に供するためその製造場から」何々ということ、その量は政令で定めるといふことになっておるのであります。そこで問題は、製造業者、製造者といふものは農家を示すものであるかどうか、こういうふうなことなんです。

○政府委員(渡辺喜久造君) お答えいたします。結論から申しますと、今お話しになりました農家がその製造者に該当するといふふうに一応われわれは解釈して御提案申上げております。今お話しのような事例で、サトウキビ類はもちろんな農家が作つて共同の施設へ持つて参りまして、そこでまあ汁をとり、煮つめて砂糖にするといった場合に、委託を受けてその仕事をすることによって製造者が委託をして、その砂糖を作つてもう人が製造者かという点で、たしかに解釈的に多少の疑義がないとも限りませんけれども、われわれは御提案申上げました趣旨は、今の場合におきましては農家が製造者である。従ひまして、自家用のつもりでサトウキビを作り、その汁を搾汁してもちろ、それがもつぱら自家用である場合におきましては第八条に該当します。それから共同施設でもつて作りまして、一部は販売する、一部は自家用にするという場合におきましては、その自家用の場合におきましては、その農家に対しては第十九条で自家用分として一応考えられます分について、これは政令で一応その量は限定したいと思ひますが、それは免除する、こういう考え方で御提案申し上げております。
○藤野繁雄君 大体了承しましたが、もしそうしたならば、政令で定められるところの自己及び同居の親族の用に供する砂糖の量は、どのくらいを量をお考えであるか、その量を承わりたいと思ひます。
○政府委員(渡辺喜久造君) 実はこの量につきましては、もう少し検討しました上で、はつきりした数字をおきめ

申上げたいと思つておりますが、現在日本で消費されております砂糖を人口でもつて大よそパー・ア・ヘッドに割りますと、年一人頭二十斤くらいになつてゐるようでございます。どういふふうか、どの程度具体的に考えていくべきか、そうしたパー・ア・ヘッドの数量、あるいは農家が一体そのパー・ア・ヘッドよりも、パー・ア・ヘッドの数量よりも余分に使用のものか、使わないものかなんかといったような問題があらうと思ひますが、一応そうしたような数字を考慮いたしまして、あまり無理でないところで適当にきめたいと、かように考えております。
○野瀧勝君 私はこの際、しろうとでございますから、二、三お伺ひしておいて、予備審査でございますから、本審査の際にまたゆつくりお伺ひをいたしますが、一体、先般政府から渡された資料を見ますと、砂糖、四億、五億、六億、七億、八億といふべらばもうけをしておるのございまして、一体、昔は暴利取締令といふものがあつたのでございまして、けれども、こういうべらばもうけを得てゐるものに対して、政府は何とか、特に大蔵当局は財源の方面からこれを何とかしほりあげようといふか、吸収しようといふか、しほりあげようか、そういうことを考えたことが一回でもおありなんですか、この点を一つお伺ひしたい。
○政府委員(渡辺喜久造君) お話の点は確かに問題でございまして、いろいろ国会でもかつて御議論になつたこととございまして、砂糖の問題につきましては、今度その問題を中心にししまして、政府部内におきましても相当の検

討をいたしまして、そして一つの成案を得ましたので御提案申し上げることになつておりますが、考え方としては、砂糖については砂糖消費税を一応とつております。従ひまして値段を、どちらかといへばできるだけせりした負担はもちろんな考慮に入れたいと安んずるところへきめ、こういうことが一つであり、同時にその値段に落ちつきました上で、砂糖会社があるべき大きな利益を得ないような措置を講ずべきである、こういう考え方があると思ひます。従ひまして、いづれ具体的に提案になりましたら、いろいろ国会で御審議願うことになると思ひますが、今考えております構想は、農林大臣が一応安定帯価格といつたようなものをきめ、これが砂糖のコストと、それから砂糖と、ある意味において競合します。砂糖、澱粉あるいはテンサイ糖の値段、こういうものも考え、そして適正なと思われまう安定帯価格をまずきめる。安定帯価格でございまして、一本ではございせん、そこにある程度の幅をそこに持たす。そして砂糖の値段は、この値段を目標に落ちつけることを目途におきまして同時に、その安定帯価格でもつて売られました場合には、砂糖会社が特別に大きな利潤を得ます場合におきましては、一種の過剰金のやうなものとお考えになつていいと思ひますが、それを国が徴収するといふことを現在考えております。予算等の方でも、そのために、砂糖だけではございせん、ほかにはバナナとか、パイナップルとか、そういうものも一応頭に入れておりますが、約

七十億の歳入をその方に期待している次第でございます。
○野瀧勝君 私はまあこれは本審査のときに逐条審議をしたいと思ひますが、一体前国会の際に、池田勇人君が関係をしてゐる名古屋製糖会社の、税関の地域を提供されたり、外貨の割当を多く獲得したといふ間額について、本委員会にて質問をしたことがあつたのでございまして、それと今回政府から渡された資料をにらみ合せると、その想像が具体化したやうな気がするのです。なぜかならば、今回の資料を見ると、うと、やはり池田勇人君の關係をしてゐる名古屋製糖が筆頭で、利権が多いことは、いろいろ点から見まして、まことに名古屋製糖のやう口といひ、また政府のいわゆる権力を、何を援助をしてゐるか、あるいは協力をしているといふことが裏書きされるところ。特に名古屋製糖なんといふものは、最近のメーカでありまして、名古屋製糖の生い立ちが戦後派であり、戦前派のメーカをばんとけ飛ばした。新興級の名糖が権力と結びついておるといふことは事実だ。私はこういう点について、こういうものを野放しにして、そのまゝおくといふことは、先ほど私が暴利取締法といふものはないのか、あるいはこういうものに対して——政府はこんなちやうどけなもののから、少しばかり、手工業的な、家庭工業程度の砂糖を作るものに注意、罰則ばかり適用して、こういうものからつと吸収するといふ法はないものかといふことを私が聞いたものでございまして、これらの点について、先ほど私はそういう意味を含めて質問はしたのであります。さらに今

主税局長等からお伺いいたしますと、税金をとっている、税金をとっているというけれども、確かに消費税は取っているに違ひありません。今までも四百五、六十億取っている、よく記憶はありますが、四百五、六十億だと思ふが、それは消費税であります。私の聞かんとするのは、そういう莫大な利潤を得ているものから、そういうものはいわゆる吸上げ方をもちと考へないか、こういうことを言うのでございす。これは今日は、今申しました通と、私はただ、本審査の際に一応私が質問する一つの所在といひましようか、まあ感覚にとどめて置きたいと、こういう意味で質問しているのですから、今の主税局長のお話によるといふと、ただそういう点については考へてゐるというだけじゃよくわからんのでございす。消費税の意味ではないのでございす。その利潤をとるものに対する考へ方が、もっと具体的に言うならば、これに対する法人税に対してどういふふうにするとか、どうとかといふようなことを一つ考へてゐるかどうか、という意味でございすから、その点を一つお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私の説明が不十分でありましたために、十分私の申し上げたいことが御了解できなかったかと思ひますが、私が申し上げておきますのも、実は消費税をとるといふ趣旨でそうした特別に加徴金をとるといふことを考へてゐる意味ではございせん。現在政府が用意してあります法案は、砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律、一応こゝよりより名前がつけられること

を予想しておりますが、その目的といひましては、砂糖の安定価格を作ります。同時に、砂糖の輸入によつて生ずる利益の一部、要するにもう少し大きな分をこの分から徴収しよう、こゝういふことを予定してゐるわけではございす。消費税のようにそれが消費者に転嫁されるというのを予想して、こゝういふ税を徴収してゐる、もうこれにつきましては、現に砂糖消費税があるわけではございす、ただしかしそれだけではお話をうに砂糖会社が、特に昨年の、最近はそのほどとも思ひませんが、昨年におきまして過当な利益を得た。そこでそういう措置をそのまゝほうつておいては困る。もちろん現在普通の法人税はとつておりますが、これは砂糖会社の特得の問題ではございせん。砂糖会社の特得の問題として何か考へるべきじゃないか。しかもそのよつてきたるゆゑを考へてみますと、少くとも過去におきましては国内の需要に對して供給が少かつた。それが為替の關係で外国から輸入するものでありましたために、十分輸入できない、そういうような需給のアンバランスから出てくる、いわば浮動的な、そこに利益がある。これをそのまま放置するのはよろしくない。そこで一面におきましては、先ほど申しましたように安定価格という構想を出しまして、砂糖の値段が不当に上らないような措置を一面では考へたい。

○野澤勝君 最後にもう一つお伺いしておきますが、先ほど主税局長のお答の中に、テンサイ糖も何れも一括して砂糖にしようという意思表示があつたらしいのでございす、特に私は今砂糖の問題などは原糖にしても、砂糖にしても、精糖にしても、輸入が多いのです。日本でもできる日本の産業、特に北海道のビートを中心にするテンサイは、これはやはり国内原料でございすから、これは昭和二十三年の一月から問題になつて、政府におきまして保護政策を考へてきたぐらゐでございすので、これも輸入砂糖よりも、みそもくも一緒に考へるというよりなやり方はどうかと思ひます。で、この点に對する主税局長のお考へはいかがでございすか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点も実は先ほどの私の説明が不十分であつたかと思ひます。私が先ほど申しましたのは、今度の法案の對象になります。こゝういふふうに順序づけてお話しした方がよいと思ひますが、今度の法案の對象に直接に關するものは、これはカンショで作つた砂糖でございまして、輸入砂糖でございす。それだけ問題の對象になりました。国内産のテンサイ糖とか、そういうものはその特別利潤の對象には考へておりません。私が先ほどテンサイ糖のことを申し上げましたのは、そうした輸入の砂糖の値段をきめる場合に、安定価格、できるだけ低い価格できめたいとい

○菊川孝夫君 今の砂糖の点に關連してお尋ねしておきたいのですが、農林大臣河野一郎氏が砂糖の専売制といふことを言つてアドバランを上げたことがあるのですが、これは政府部内に考へましても、砂糖の消費税との關係におきまして、これを専売益金にするといふふうな計画もあなたの方でやられたことがあるのかどうか、ちよつとお尋ねしたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 農林大臣が一応ある時期におきまして砂糖の専売制の構想を出したことは、こゝういふことは、私実は新聞紙上では伺つております。しかしそれが政府部内の、たとえば大蔵とか、いろいろな關係におきまして、各省間の話合ひといったやうな問題として、それが具体的に議論されたことはわれわれ知つておりません。おそろくそういうことはなかつたのじゃないかと存じます。農林省の中で一応のそゝういふ案が出ましたが、省

を予想しておりますが、その目的といひましては、砂糖の安定価格を作ります。同時に、砂糖の輸入によつて生ずる利益の一部、要するにもう少し大きな分をこの分から徴収しよう、こゝういふことを予定してゐるわけではございす。消費税のようにそれが消費者に転嫁されるというのを予想して、こゝういふ税を徴収してゐる、もうこれにつきましては、現に砂糖消費税があるわけではございす、ただしかしそれだけではお話をうに砂糖会社が、特に昨年の、最近はそのほどとも思ひませんが、昨年におきまして過当な利益を得た。そこでそういう措置をそのまゝほうつておいては困る。もちろん現在普通の法人税はとつておりますが、これは砂糖会社の特得の問題ではございせん。砂糖会社の特得の問題として何か考へるべきじゃないか。しかもそのよつてきたるゆゑを考へてみますと、少くとも過去におきましては国内の需要に對して供給が少かつた。それが為替の關係で外国から輸入するものでありましたために、十分輸入できない、そういうような需給のアンバランスから出てくる、いわば浮動的な、そこに利益がある。これをそのまま放置するのはよろしくない。そこで一面におきましては、先ほど申しましたように安定価格という構想を出しまして、砂糖の値段が不当に上らないような措置を一面では考へたい。

○野澤勝君 最後にもう一つお伺いしておきますが、先ほど主税局長のお答の中に、テンサイ糖も何れも一括して砂糖にしようという意思表示があつたらしいのでございす、特に私は今砂糖の問題などは原糖にしても、砂糖にしても、精糖にしても、輸入が多いのです。日本でもできる日本の産業、特に北海道のビートを中心にするテンサイは、これはやはり国内原料でございすから、これは昭和二十三年の一月から問題になつて、政府におきまして保護政策を考へてきたぐらゐでございすので、これも輸入砂糖よりも、みそもくも一緒に考へるというよりなやり方はどうかと思ひます。で、この点に對する主税局長のお考へはいかがでございすか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点も実は先ほどの私の説明が不十分であつたかと思ひます。私が先ほど申しましたのは、今度の法案の對象になります。こゝういふふうに順序づけてお話しした方がよいと思ひますが、今度の法案の對象に直接に關するものは、これはカンショで作つた砂糖でございまして、輸入砂糖でございす。それだけ問題の對象になりました。国内産のテンサイ糖とか、そういうものはその特別利潤の對象には考へておりません。私が先ほどテンサイ糖のことを申し上げましたのは、そうした輸入の砂糖の値段をきめる場合に、安定価格、できるだけ低い価格できめたいとい

○菊川孝夫君 それでは、三十年度の税制改正の要綱を主税局長から提出になりました点についてお聞きしたいと思ひます。所得税につきまして、昭和三十一年の三月三十一日までの間に支払われる預貯金、公社債等の利子所得に對する所得税を免除する。それから三番目には配当所得に對する所得税の源泉徴収税率を百分の十に引き下げ、こゝういふ構想が出されておりますが、毎年国税庁から発表されます例の長者番付といひますが、これは長者番付といつて国税庁は発表するのじゃないかと思ひますが、高所得者が新聞にのるのです。長者番付、長者番付といひ三あるいは二に該當する所得者じゃないでしょうか。たとえばことし

○政府委員(渡辺喜久造君) 農林大臣が一応ある時期におきまして砂糖の専売制の構想を出したことは、こゝういふことは、私実は新聞紙上では伺つております。しかしそれが政府部内の、たとえば大蔵とか、いろいろな關係におきまして、各省間の話合ひといったやうな問題として、それが具体的に議論されたことはわれわれ知つておりません。おそろくそういうことはなかつたのじゃないかと存じます。農林省の中で一応のそゝういふ案が出ましたが、省

を予想しておりますが、その目的といひましては、砂糖の安定価格を作ります。同時に、砂糖の輸入によつて生ずる利益の一部、要するにもう少し大きな分をこの分から徴収しよう、こゝういふことを予定してゐるわけではございす。消費税のようにそれが消費者に転嫁されるというのを予想して、こゝういふ税を徴収してゐる、もうこれにつきましては、現に砂糖消費税があるわけではございす、ただしかしそれだけではお話をうに砂糖会社が、特に昨年の、最近はそのほどとも思ひませんが、昨年におきまして過当な利益を得た。そこでそういう措置をそのまゝほうつておいては困る。もちろん現在普通の法人税はとつておりますが、これは砂糖会社の特得の問題ではございせん。砂糖会社の特得の問題として何か考へるべきじゃないか。しかもそのよつてきたるゆゑを考へてみますと、少くとも過去におきましては国内の需要に對して供給が少かつた。それが為替の關係で外国から輸入するものでありましたために、十分輸入できない、そういうような需給のアンバランスから出てくる、いわば浮動的な、そこに利益がある。これをそのまま放置するのはよろしくない。そこで一面におきましては、先ほど申しましたように安定価格という構想を出しまして、砂糖の値段が不当に上らないような措置を一面では考へたい。

○野澤勝君 最後にもう一つお伺いしておきますが、先ほど主税局長のお答の中に、テンサイ糖も何れも一括して砂糖にしようという意思表示があつたらしいのでございす、特に私は今砂糖の問題などは原糖にしても、砂糖にしても、精糖にしても、輸入が多いのです。日本でもできる日本の産業、特に北海道のビートを中心にするテンサイは、これはやはり国内原料でございすから、これは昭和二十三年の一月から問題になつて、政府におきまして保護政策を考へてきたぐらゐでございすので、これも輸入砂糖よりも、みそもくも一緒に考へるというよりなやり方はどうかと思ひます。で、この点に對する主税局長のお考へはいかがでございすか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点も実は先ほどの私の説明が不十分であつたかと思ひます。私が先ほど申しましたのは、今度の法案の對象になります。こゝういふふうに順序づけてお話しした方がよいと思ひますが、今度の法案の對象に直接に關するものは、これはカンショで作つた砂糖でございまして、輸入砂糖でございす。それだけ問題の對象になりました。国内産のテンサイ糖とか、そういうものはその特別利潤の對象には考へておりません。私が先ほどテンサイ糖のことを申し上げましたのは、そうした輸入の砂糖の値段をきめる場合に、安定価格、できるだけ低い価格できめたいとい

○菊川孝夫君 それでは、三十年度の税制改正の要綱を主税局長から提出になりました点についてお聞きしたいと思ひます。所得税につきまして、昭和三十一年の三月三十一日までの間に支払われる預貯金、公社債等の利子所得に對する所得税を免除する。それから三番目には配当所得に對する所得税の源泉徴収税率を百分の十に引き下げ、こゝういふ構想が出されておりますが、毎年国税庁から発表されます例の長者番付といひますが、これは長者番付といつて国税庁は発表するのじゃないかと思ひますが、高所得者が新聞にのるのです。長者番付、長者番付といひ三あるいは二に該當する所得者じゃないでしょうか。たとえばことし

○政府委員(渡辺喜久造君) 農林大臣が一応ある時期におきまして砂糖の専売制の構想を出したことは、こゝういふことは、私実は新聞紙上では伺つております。しかしそれが政府部内の、たとえば大蔵とか、いろいろな關係におきまして、各省間の話合ひといったやうな問題として、それが具体的に議論されたことはわれわれ知つておりません。おそろくそういうことはなかつたのじゃないかと存じます。農林省の中で一応のそゝういふ案が出ましたが、省

を予想しておりますが、その目的といひましては、砂糖の安定価格を作ります。同時に、砂糖の輸入によつて生ずる利益の一部、要するにもう少し大きな分をこの分から徴収しよう、こゝういふことを予定してゐるわけではございす。消費税のようにそれが消費者に転嫁されるというのを予想して、こゝういふ税を徴収してゐる、もうこれにつきましては、現に砂糖消費税があるわけではございす、ただしかしそれだけではお話をうに砂糖会社が、特に昨年の、最近はそのほどとも思ひませんが、昨年におきまして過当な利益を得た。そこでそういう措置をそのまゝほうつておいては困る。もちろん現在普通の法人税はとつておりますが、これは砂糖会社の特得の問題ではございせん。砂糖会社の特得の問題として何か考へるべきじゃないか。しかもそのよつてきたるゆゑを考へてみますと、少くとも過去におきましては国内の需要に對して供給が少かつた。それが為替の關係で外国から輸入するものでありましたために、十分輸入できない、そういうような需給のアンバランスから出てくる、いわば浮動的な、そこに利益がある。これをそのまま放置するのはよろしくない。そこで一面におきましては、先ほど申しましたように安定価格という構想を出しまして、砂糖の値段が不当に上らないような措置を一面では考へたい。

○野澤勝君 最後にもう一つお伺いしておきますが、先ほど主税局長のお答の中に、テンサイ糖も何れも一括して砂糖にしようという意思表示があつたらしいのでございす、特に私は今砂糖の問題などは原糖にしても、砂糖にしても、精糖にしても、輸入が多いのです。日本でもできる日本の産業、特に北海道のビートを中心にするテンサイは、これはやはり国内原料でございすから、これは昭和二十三年の一月から問題になつて、政府におきまして保護政策を考へてきたぐらゐでございすので、これも輸入砂糖よりも、みそもくも一緒に考へるというよりなやり方はどうかと思ひます。で、この点に對する主税局長のお考へはいかがでございすか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その点も実は先ほどの私の説明が不十分であつたかと思ひます。私が先ほど申しましたのは、今度の法案の對象になります。こゝういふふうに順序づけてお話しした方がよいと思ひますが、今度の法案の對象に直接に關するものは、これはカンショで作つた砂糖でございまして、輸入砂糖でございす。それだけ問題の對象になりました。国内産のテンサイ糖とか、そういうものはその特別利潤の對象には考へておりません。私が先ほどテンサイ糖のことを申し上げましたのは、そうした輸入の砂糖の値段をきめる場合に、安定価格、できるだけ低い価格できめたいとい

○菊川孝夫君 それでは、三十年度の税制改正の要綱を主税局長から提出になりました点についてお聞きしたいと思ひます。所得税につきまして、昭和三十一年の三月三十一日までの間に支払われる預貯金、公社債等の利子所得に對する所得税を免除する。それから三番目には配当所得に對する所得税の源泉徴収税率を百分の十に引き下げ、こゝういふ構想が出されておりますが、毎年国税庁から発表されます例の長者番付といひますが、これは長者番付といつて国税庁は発表するのじゃないかと思ひますが、高所得者が新聞にのるのです。長者番付、長者番付といひ三あるいは二に該當する所得者じゃないでしょうか。たとえばことし

○政府委員(渡辺喜久造君) 農林大臣が一応ある時期におきまして砂糖の専売制の構想を出したことは、こゝういふことは、私実は新聞紙上では伺つております。しかしそれが政府部内の、たとえば大蔵とか、いろいろな關係におきまして、各省間の話合ひといったやうな問題として、それが具体的に議論されたことはわれわれ知つておりません。おそろくそういうことはなかつたのじゃないかと存じます。農林省の中で一応のそゝういふ案が出ましたが、省

言えるのですが、ところが総合課税されるから、あなたのほうではいいだろう、こういふふうにお考えになつておられるのか。そうすると、別に配当所得を百分の十に下げて、今度は総合課税するといふことになつてくると、えらいプラス、マイナス影響はないといふことも言えるが、どういふ意味でされるのかお伺いしたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 理論的に

つめて申しますと、今お話しになりましたように一応源泉課税をした分は、総合課税をいたしましたそのあとにおきまして、結局先に源泉課税した分だけ差し引きますから、そういう意味におきまして実質的な意味の負担軽減といふものはないのじゃないか、これは私はその通りだと思つております。それで今度源泉課税の税率をそれじゃ何の意味で下げたんだ、こういうふうな御議論が当然出てくるのだと思ひますが、いろいろ見て参りますと、配当を受け取る場合におきまして、やはりあの税金はもちろんあつた問題でありますが、手取りを幾ら受け取るかといふことが、やはり株主としては相当の関心の的になる問題でもございまして、同時に源泉の徴収の率といふものによりまして、あるいはあとで返すような問題も出て参りますし、まあ一応手取りをできるだけ、朝三暮四といふ所しりがもちろんあるかもしれないが、そうした問題を考慮いたしましたし、やはり源泉の税率といふものもある程度この際軽減した方がいいんじゃないだろうか、それがやはり株主に対しては少くとも心理的には相当のいい影響を与えるのではなからうか、まあこういふたやうなねらいが主でござい

まして、今お話しになりましたような大納税者におきましては、これはどちらにいたしましても総合課税でもつてかつちつかまされられておりますから、少くともこういう分についてはこの源泉課税が、事が下つたといふことにおいては、納税の時期の問題はこれに變つて参りますが、負担そのものとしては別に變りはない、こういうふう

にわれわれは考へております。

○菊川孝夫君 それじゃ百分の十に下げるというの、どうも心理的影響を考へてあなたのは下げる、これは減税でも何でもないので、見方によりますとごまかした。心理的影響を考へて、配当をもらうときには多ければいいからというので、株屋さんはあるいは歓迎するかもしれないが、実際のには大した影響はないで、ほんとうはさういふところをねらつてゐるのか、ちよつとわからないのですが、今の御説明では納得がいかなので、もう一ぺん、心理的影響だけで、株式相場はあまりこのごろはびんごないもので、配当の源泉徴収率を下げるということになる、いかにも税金が下つたやうな気になるからさういふふうに下げるといふ、こ

ういふ心理的影響も考へておやりになつてゐるのか、もう一つついでにおつても、今株式の所有者でも相当私

は本人の直接の名前ではなしに、偽名式を所有してゐる、こういうことが巷間盛んに行われてゐる、といふことをい

われてゐるのですが、というの、一番わかりいい例は、本人は交通関係で電車の株を何株か持つと無料のバスをよ

くす。ところがそのバスだけでも売

買いができるので、そのバスは何々方の何のそれといふ名前にして、住所だけは実際の株式の所有者の住所にしておいてそのバスの売買をやつてい

るというところが、事実関西方面の電鉄関係の株主を調査してみるとさういふのが多いのでありまして、さういふのは確かに百分の十といふことになつてくると影響を受けるから、相当大株主でさういふ架空の人間に株を持たして

いるという傾向があるのかどうか、これらも一つ承りたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 偽名で、架空の名前でもつて株を持つてゐる者があるかないかという第二のお尋ねでございしますが、これは私は調べていけば、ある程度あるのじゃないか。同時に税務署におきましては、やはりその点について相当の調査に努力をしてゐるといふことも申し上げ得ると思つて

おります。それでまあさういふ面につ

きましては、もちろん税務署におきま

か、ちよつとわからんのですが、株式でも持とうかというの、まさか日雇労働者は株式を持とうかという余裕もない。こんなところで減らすのならば、私の言いたいの、第一の方の所得税の基礎控除額とか、こういうところである程度考慮した方がいんじゃないか、こういうふうに思うのですが、この点をいかがお考えか、どうもねらいがちよつとポイントが狂っているように思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 平年度の数字を申し上げますと、あるいは一つの御参考になるかと思いますが、平年度におきましては、源泉徴収の方でも四十六億マイナスになります。個人の申告納税で十九億、それから法人税で十八億取り戻しがきますので、従いまして実際のこれによる減収というものは約八億程度を予定しております。で、それは大体どこに減収の原因があるかといいますが、先ほど申しましたように、まあ配当の小さな額の分がおそらくそこに十分把握できないんじゃないだろうかということでは減収が出てくると思いますが、まあ減収が出るということは、別の面から言いますと、それだけ納税者としては負担が軽くなる。まあどつちかといえ、われわれの方としまして考え方はいろいろあると思いますが、一応そうした小さな株主ですね、それがこうした関係で一応有利な立場に立つてくるんじゃないだろうか。まあ片方で預貯金のことも考えておりますので、それと並行しながら、やはりこういうことを考えていったらどうかという考え方を出したわけでございます。

○菊川孝夫君 これは預貯金の方とも関連してお伺いするんですが、これ二つ減らしますと、結局また今度はね返りは地方税にだいたひきますね。地方税については前年の所得税額の百分の十三でしたか、これも考慮は当然されているのでしようね。この利子所得とそれから公債の利子所得、これらはみな無税になり、配当所得も無税になる。そうすると、これは地方税にすぐ影響を及ぼすのですが、これらの点が……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 地方税の関係を御説明申し上げますと、一昨年度の改正で、利子所得に關します限りにおきましては、これは分離課税にしておりまして、従いまして普通の総合課税からははずれちゃっております。で、従いまして実はそのときに地方税との問題があつたわけでございまして、現在といたしましては、住民税の課税標準の中には利子所得が入っていないことになってしまつております。ものですから、従つて現在におきましては、今度の措置によつての変化ということでは、実はないわけでございます。

○菊川孝夫君 いや、地方税の納税申告書の用紙を見ますと、利子課税、それから配当課税という欄のちやんとある申告用紙が毎年これはききまう。いや、それは渡辺さんおかしうござ、地方税の方は今年も申告書はちゃんと出ております。

○政府委員(渡辺喜久造君) 地方税法の關係で、その三百十三条でございまして、一応基準になつておりますのは、課税総所得金額を云々というところになつておりました。結局課税総所得金額を受けてあるのでございますが、その場合におきまして、措置法の場合にお

きましては、これに對しまして他の所得とこれを区分して、一本の税率で課税する。こういう規定になつております。で、われわれの一応考えておりますところでは、地方税の方の課税所得金額といふのは、この利子所得を含まない課税所得金額じゃないか、かように考えております。

○菊川孝夫君 いや、それも入れてちゃんと申告書のそういう用紙が回つてきます。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちよつと私の説明の仕方がまずくて恐縮でございますが、住民税は御承知のようにオプショナル・ワン、オプショナル・ツー、オプショナル・スリーもございまして、オプショナル・ワン、オプショナル・ツー、これはワンの方は所得税の額を課税標準にしている。従いましてその所得税の額に分離した分が入つていないか、この点につきましては地方税法に規定がございまして、その措置法の第二条の二の規定によつて徴収される所得税額は含まない、こういうふうな規定になつております。今の措置法の規定の二条の二でもって徴収される、要するに源泉課税だけで済ませられるその分は含まない、これは二百九十二条の第五号にそういう規定がございまして、従いましてオプショナル・ワンで課税いたしました場合に、これは税務署の方の申告納税あるいは源泉徴収、そういう分だけが課税の基準になるわけでございます。いわゆる所得税の附加税のような姿で住民税が課税される場合におきましては、その源泉徴収せられる分は入りません。従いましてこれは先ほどの御答弁でいいと思ひます。

ただオプショナル・ツーの場合におきましては、今の源泉徴収されるその分は別に除くという規定になつておられますから、少くとも税法の上から見ますと、この分がやはり入ることになります。で、今度の国税の方は一応免除になります。この課税所得金額とオプショナル・ツーでもって所得金額をつかまえる場合におきましては、やはり国税の方は免すことになりまして、その点について少くとも法律の上では変更がございせん。ただまあ実際にこれが従来つかまえていたかどうか、あるいは今後つかまえられるかどうかという問題は、これは別でございまして、法律の上におきましては、オプショナル・ワンの場合は従来その百分の十五で、東京府の場合でございまして、所得税の百分の十八といふので一応住民税がかかりまして、そのときの所得税の額の中にはこの分離課税になつていない利子に對しては分は入つておりません。これは先ほど申しました地方税法の二百九十二条の第五号にその規定がはつきり出ております。それからオプショナル・ツーで課税いたします場合は、これはそういう特別な規定はございせんので、従来におきまして、少くとも法律の建前としては入つておらずであります。で、今度の場合におきましては一応課税所得金額の中に、まあ非課税になるから入らないという限りにおきましては、オプショナル・ツーの場合において、お話のように地方税と多少の連関を持つということはいふ得ると思ひます。

○平林剛君 租税特別措置法の一部を改正する法律案に關連をしてお尋ねいたしますが、先回の委員会でも政府委員の方から説明がございましたが、どうもよくわかりませんので、もう一度あなたに質問いたします。

租税特別措置法全般につきまして政府では再検討なされておると思ひのであります。これは先回の国会において大蔵大臣は、税制全般について検討を加えるつもりでありまして答えておるわけでありまして、今日の税法の中で特に一般からも批判をされておりますのは租税特別措置法であります。政府は多分このことについて検討を加えておられると思ひますが、先回の委員会でお尋ねしたときには、別にその具体的なお答えがなかつたのであります。私は一つあなたにききたいのは、どういふふうな形で検討をされておるか、大蔵大臣が少くとも全般について検討すると約束されてからかなり歳月が流れましたが、皆さんの御検討の現在の状況はいかがであるかということをお尋ねしたいのであります。

○政府委員(渡辺喜久造君) 租税特別措置法にいろいろいろいろな規定が入つておりますが、この中にはまあ経済政策的な目的でいろいろ措置をとつておられるのが非常に多いと思ひます。これはまあ個人の個人的な考えかもしれませんが、現在国がある施策をしようといふと、まあ統制の時代と異りますから、どうしてもやはり何か国の方でインセンティブを与えようと思ひます。補助金を出さるか、金融をつけてやるか、まあこういう三つの方法しか実はないわけでありまして、従いまして税法の建前からいいますと、やはり私は基本的な考え方としては、租税の負

担の公平と、担税力のあるところに一応税を負担してもらい、担税力のないところには税は負担してもらわない、これの一本やりの考え方であらう。この政策全体を考へて参りますと、先ほど申し上げましたように、国が日本経済なら日本経済を右の方なり、左の方なり、ある程度二つの方向へ持つていくとするならば、補助金を出すか、金融をつけるか、税金をまけるか、この三つの手段しかない。それで税だけの考え方からすれば、これはもし税をまけるくらいなら補助金を出したらどうか、私はこの二つを考へてあり得ると思つておりますが、ただ同時に政府はそうした意味においてその三つの手段の中で、税だけは一切そういう手段に使つてもらつてはいけなく、使うことはいけなく、こういう原則を立てるのもどちもあつたといかか、補助金だけでまけない切れない面といふか、補助金ではやり切れない面もやはりあるのではないか。税をやはりある程度まけるという方が全体とのインセンティブとしてかえつて適当な場合もあるのではないか、こういう問題が実は私はあると思ひます。

そこで措置法につきまして現在いろいろな規定が出ておりますが、この場合におきまして、たとへばある合理化なら合理化の施設をしたらまあ短期に償却を認めてやる。これは要するに償却が短期に二分の一だけその年になるというだけであつて、長い目で見れば、これはやはり負担する税は結局は負担するわけです。ただ要するに初期に早く償却ができるというこゝによつて、会社の堅実性を増す、これは

補助金とだいたひ違つた作用をしてゐるわけでありませう。そんなわけで税には税獨特の作用がありまして、それをある程度経済政策的な目的に利用するといふ主張があり、現在そんなのが多分に入つてきているわけでありませう。まあそういうふうな考え方をもつて今までやつて参つてきているのでございませうが、しかしどうも本法は本法で片方にあつて、租税措置法は租税措置法で、臨時的なものではあります、あるといふのは、租税特別措置法が非常に条文的に見ましても相当複雑な姿になつてゐる。しかもいろいろな規定がごつちやに入つてゐる、こういう意味で租税特別措置法そのものについて再検討を要する。それから予算でございませう、毎年一応検討される問題でございませうが、税法でございませうと、どうも一ぺん規定が入つてしまひますと、とかくそれがあとと安易に続けられる。これはまあ時限法になつてゐるものも相当ございまして、これは時限法を延ばすときに検討がさらにされますが、それにしまして安易に続けられるきらいがある。こういう意味からしまして、租税特別措置法などを中心にして、税全体について再検討をして参る、これはもうわれわれもいろいろお話しをございませう、まあやつてゐるわけでございます。

で私がさらに具体的にいたしまして、それじゃ今お前たちでどの点までやつてゐるかという点でございませうが、実はこのいろいろな問題は先ほど申しましたように、まあ負担公平を中心とした租税理論だけで割切れる問題でなく、むしろそうした租税理論と経済政策的な要請とを、どこでどういふふうに調

節するかという問題であらうと思つておられます。従ひましてまあ主税局的な頭だけでと、結局その調節はまあむずかしいわけがございまして、従ひまして大蔵大臣の御意向としまして、まあ前に一ぺん税制調査会をやつたことがございませうが、あのときの税制調査会のいろいろな答申は、今度の税制改正、それから前回の税制改正、この二回でかなり……、八割方とどなたから御批判を受けましたが、相当取り入れられたと思つておりますが、しかしその上に立ちまして、今度の税法改正が行われた後におきまして一ぺんさらにもう一度税制調査会を開いて、そつちでもう一ぺん今度はその前回の税制調査会のことを受けた姿における税制について検討してみたい、こういうのが大蔵大臣の意向でございませう。

従ひまして一体その税制調査会はいつごろから開くとか、いろいろきょうも衆議院の方でも御質問がございまして、まあ現在のところとしては、国会の方が一応一段落しましたら、至急入選を進めまして、この問題もこめた、税制全体につきましても検討をするための税制調査会を開催したい、大蔵省としてかように考へております。

○平林剛君 私には、あなたの責任ではないと思ひけれども、大蔵大臣は、先回国民に約束した税制全般の検討について、はたどうも積極的でない。その証拠が、この租税特別措置法の一部を改正する法律案をさつそく出してきたというところ、まだまだほんとうにこの租税の問題に真剣味が足りないといふ気がするわけでは、もちろん租税特別措置法については、そのときの経済政策的な面が織り込まれるといふことは

わかりませうけれども、その法律案が成立した当時の情勢とかなり期間がたつて、また新しい情勢が出てきて、当然検討しなせうな時期がもうくると思ふのです。現在私は、今日のように所得税全般をやる場合には、所得税全般の改正をやつてゐる場合には、まず第一にこれが素材にならなかつたらぬ問題だと思ふ。そういう意味におきまして、政府としてもこれは検討してもらいたいと思つておるわけでは、その間何かの法律の中にも出ましたが、かたかなでまだ書いてゐることだし、それから右書きも……、新しい法律の形も整へていないくらいですから、それじゃ政府はもつとこの問題についてもう一度新しい考え方でも調べる方がいいと思つておるわけです。

まあそれは別にしまして、今度出された特別措置法の、特に今菊川委員から御指摘になつた点についてお尋ねをいたしますが、貯蓄の増強をはかるために、今回利子所得あるいは配当金に對する免税、もしくは軽減の措置が立てられておると思ふのであります。そこで一つ経済政策的なものがどういふ確信によつて行われてゐるかお尋ねしたいのですが、これは貯蓄の増強をはかる。しかもその措置として二カ年を限つてこの特別措置を講ずると言われましたが、二カ年後に貯蓄が大体どういふ形になつてゐるかという構想のもとにこれが提案をされてゐるのか、そういう点が非常にあいまいなんでありませう。この点をあなたの見解としてです。この措置をとれば、全般の貯蓄はどの辺までになるという計画があつ

て出されたのかどうか、そういうことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久遠君) 租税特別措置法は実はひらがなになつておりませう。これは戦後に一応できた法律であります。それまでも実はこのように法律がございまして、戦後に全部書き直しまして、そうしてこゝういふこととしたわけでありませう。ただまあこの前の大蔵大臣がお約束したのは、いつの国会でしたか、私、お話ししたのが、いつの国会でしたか、よく覚えておりませうが、休会前でしょうか、その後におきまして御承知のように予算編成のこととございまして、税法にしましても、正直に言ひまして、そつち一月か二月かでの全体を検討するといふことは実は困難な事情にございまして、どうしてもこれはやはり私は、少くとも一年以上からないとなかなか十分な検討はできないものじやないだらうか。国会というものは御承知の通り予算と結びつきまして一定の時期がございませう。明年度のために結論を得るためには、たとえば今年の十一月ぐらゐまではもうある程度の結論が出ませんためです、従ひましてそんな意味で、まあ税制調査会にしまして三月、四月でもつてすぐ結論を出せといふことは私は相当無理じやないだらうか。前回やりました税制調査会が、たしか国会が八月の七日ごろまでありましたために、それから終りまして、すぐ実は着手しまして、十一月の半ばに答申を出していただいたのです、非常に勉強した税制調査会である、まあ私幹事役をしておりまして、委員の方々の御苦労に非常に敬意を表したのでございませうが、しかし今になつ

て振り返つてみますと、どうもやはりほんとうに身が入った調査というわけにはいかなかった。たとえば、外部の方の相当突つ込んだ意見を聞くとか、あるいは広く意見を聞く、場合によっては実地についてもいろいろ調べる期間というものは、それぞれ御職業をお持ちの方でございすために、なかなか実はむずかしいものでございまして、よその国の税制調査会をみましても、やはりある程度時日をかけております。日本の税制調査会でも、大正九年に行われましたのが、現在でもある意味において歴史的に有名な答申を出してありますが、やはり二十年の時日を過ぎております。そんなわけでございまして、やはり基本的に税制というものを特に見ていく場合におきましては、やはりある程度の時日が必要じゃないか。その意味におきまして、われわれ税制調査会で措置法などもこめまして根本的に検討していただくつもりでおりますが、やはりある程度の時日はかかっていたかと思ふと、かえつてまあつぎはき細工のようなものになつてしまふのじゃないか、これだけをまず一応申し上げておきたいと思ひます。

それから第二の方の御質問の本論でございすは、一体今度の預金金利子に対する課税をやめたことによつて貯蓄がどういふふうになる見通しになつてゐるか。これはまあ貯蓄の増加の見通しというものは、実は銀行局の意見などを聞いてみましても、なかなかむずかしい問題でございまして、もちろん過去の事例からいいますと、過去の税制におきましてもまあ相当大きな貯蓄の増加があるわけでもございまして、この増加に対しまして、今度の措置を

やることによってさらにプラスになる増加がどのくらいか。これは一応この措置をやるのがいいか、やらぬのがいいかというのを判断する場合におきましては、過去においてこういう措置がなかった場合には相当の貯蓄が増加した、この措置をやるためにさらにプラスになる増加は幾ら、この数字が実は出ないとこの判断がむずかしい、できないわけでもございすは、そのこと自身が実はなかなかむずかしい問題でございまして、現在銀行局の考へておりますところでは、去年の実績は七千六百億程度でございまして、これはちよつと人の話を申し上げるだけで非常に恐縮なんです、この間銀行局長が大蔵委員会でもつて答へたのを、そばで聞いておりましたら、まあ非常にその措置によりましてどれくらい貯蓄がふえるかというところは、実はなかなか判断がむずかしいけれども、五百億ないし千億ぐらいふえるのじゃないかというところを言つてはおります。どうもわれわれもちよつと自分の専門でもございせんものから、ずいぶん実は議論したのでありますが、その五百億ないし千億というところは、どれだけの根拠があるかというところの意味においてのつめより方をしたのでありますが、どうも銀行局長としまして、なかなか貯蓄の増加の趨勢そのものが、一応過去の趨勢のいろいろなものである程度計算できるにしまして、これをやることによってプラスが一体幾らになるという数字になりますと、たしかにこれによつて効果があるということとは十分言えるにしまして、その効果の分が幾らだということになりますと、

非常に計数的には申し上げにくいんじゃないだろうかと、かように考へております。

○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会

五月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、交付税及び譲与税配付金特別会計計法の一部を改正する法律案
- 一、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、自動車損害賠償責任再保険特別会計法
- 一、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案
- 一、日本専売公社法の一部を改正する法律案
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
- 交付税及び譲与税配付金特別会計計法の一部を改正する法律案
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三十條中「入場税」の下に「及び地方道路税」を加え、「及び附屬雑収入」を、「第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換による収入金並びに附屬雑収入」に、「入場譲与税譲与金」を「地方譲与税譲与金」に改め、「入場譲与税の譲与金」の下に「及び地方道路譲与税法(昭和三十年法律第 号)による地方道路譲与税の譲与金」を加え、「及び附屬譲与税の譲与金」を加え、「及び附屬諸費」を、「第十三条第一項の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定により借換をした一時借入金金の償還金及び利子並びに附屬諸費」に改める。
- 第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条の次の二条を加える。
- (一時借入金及び繰替金)
- 第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することが出来る。
- 2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
- 3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならぬ。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金金の借換をすることが出来る。
- 4 前項ただし書の規定により借換をした一時借入金は、翌年度内に償還しなければならぬ。
- (国債整理基金特別会計への繰入)
- 第十四条 前条第一項の規定による一時借入金金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借換をした一時借入金金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 附則第五項を削り、附則第四項中「同条の規定により追加して譲与さ

れる額を「地方道路譲与税法附則第四項に規定する超過額」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和三十年年度に限り、第五条の規定は、適用しない。

附則第十一項中「第四項」を「第五項」に改め、「第五項に規定する返還される額に相当する金額又は」を削り、「収入金」の下に「又は日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)附則第五項の規定により日本専売公社が納付する金額」を加え、「その返還された年度又は昭和二十九年年度」を「昭和二十九年年度又は昭和三十年年度」に改め、「若しくは追加して譲与される額を削り、「第五項の規定による一般会計への繰入金又は第六項」を「若しくは第六項」に、「利子若しくは」を「利子又は」に改め、「償還金及び利子」の下に「若しくは地方交付税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)附則第三項の規定により配付するたばこ専売特別地方配付金」を加え、「その譲与された年度、その繰入をした年度又は昭和二十九年年度若しくは」を「昭和二十九年年度又は」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工」の下に、「繭の買入、売渡、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成」を加える。

第四条第一項中「生糸の売渡代金、」を「生糸及び繭の売渡代金、繭の交換に伴う収入、証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）の発行収入金、借入金、」に、「加工に關する経費、」を「加工並びに繭の買入及び加工に關する経費、繭の交換に伴う支出、繭糸価格安定法第十一条第一項の規定による助成に要する経費、証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子、」に改める。

第五条第二項第一号中「及び生糸在高明細表を、生糸在高明細表及び繭在高明細表に、同項第二号中「及び予定生糸在高明細表を、」予定生糸在高明細表及び予定繭在高明細表に改める。

第六条を次のように改める。
(歳入歳出予算の区分)
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十四条を第二十条とし、第十二条及び第十三条を六条ずつ繰り下げ、第十條第二項及び第十一條第二項中「及び生糸在高明細表を、」生糸在高明細表及び繭在高明細表に改め、第十一條を第十七條とし、第八條から第十條までを六条ずつ繰り下げ、第七條の次に次の六條を加える。

(証券及び一時借入金)
第八条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金を行うことができる。

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(借換)
第九条 前条第一項の規定による証券又は一時借入金をその償還期限内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借換のため、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金を行うことができる。その借換についても、また同様とする。

2 前項に規定する証券又は一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(証券及び借入金)
第十条 第八條第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金(国庫余裕金の繰替使用に關する法律(昭和二十四年法律第六十三号)第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。)を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、証券を発行し、又は借入金を行うことができる。

2 前条第一項の規定は、第一項の規定による証券又は借入金の借換について準用する。

3 前二項の規定による証券及び借入金は、一年内に償還しなければならない。

(証券等の限度額)
第十一条 この会計において負担することができない証券、一時借入金及び借入金の限度額は、通じて三十億圓とする。

(証券等の発行及び償還等の事務)
第十二条 第八條から第十條までに規定する証券、一時借入金及び借入金の発行、借入及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第十三条 この会計の負担に属する証券(第十条の規定により発行する証券に限る。)及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子並びに証券の発行及び償還に關する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の糸価安定特別会計法第五条第二項第一号の規定中繭在高明細表に係る部分は昭和三十三年度の予算から、同項第二号の規定中前年度の予定繭在高明細表に係る部分は昭和三十二年の予算から、同号、第十六條第二項及び第十七條第二項の規定中当該年度の予定繭在高明細表に係る部分は昭和三十一年度の予算から、それぞれ適用する。

3 国庫余裕金の繰替使用に關する

法律(昭和二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新炭需給調節特別会計法(昭和二十二年法律第四十七号)第四条第二項の証券を、」糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三十一号)第八条第一項又は第九条第一項の証券に改める。

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

第一条中「労働者災害補償保険事業を經營するため、」を「労働者災害補償保険事業及びけい肺及び外傷性せき腫瘍等に関する特別保護法(以下「特別保護法」という。)による給付に關する政府の經理を明確にするため、」に改める。

第三条中「保険料、」の下に「一般会計からの受入金、特別保護法による事業主負担金、」を、「保険料の返還金、」の下に「特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金、」を加え、「事業取扱費」を「業務取扱費」に改める。

第四条第二項中「純保険料」の下に「並びに一般会計からの受入金及び特別保護法による事業主負担金中給付費に充てらるべき部分」を、「保険料の返還金」の下に「並びに特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金」を加える。

附 則
1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 けい肺及び外傷性せき腫瘍等に関する特別保護法附則第二項の規定により政府が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に要する経費は、労働者災害補償保険特別会計法第三条の規定にかかわらず、この会計の歳出とする。

自動車損害賠償責任再保険特別会計法
自動車損害賠償責任再保険特別会計法
自動車損害賠償責任再保険特別会計法

第一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第一号、以下「法」という。)による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業に關する政府の經理を明確にするため、自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)
第二条 この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(区分)
第三条 この会計は、保険勘定、保障勘定及び業務勘定に区分する。

第四条 保険勘定においては、再保険料、法第四十六條の規定による納付金、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、再保険料、法第四十五條の規定による再保険料の払い戻し金(以下「再保険料の払い戻し金」という。)、借入金の償還金及び利子、一時借入金の

利子、保障勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する保障勘定への繰入金は、同勘定における保障金（法第七十二条の規定による支払金をいう。以下同じ。）の支払財源に充てるため、予算の定めるところにより、再保険料のうち政令で定める金額を繰り入れるものとする。

（保障勘定の歳入及び歳出）

第五條 保障勘定においては、法第七十八條の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金（以下「賦課金」という。）、法第八十二条第一項の規定による他の会計からの繰入金、保険勘定からの繰入金、法第七十六條の規定に基づく権利の行使による収入金、法第七十九條の規定による過怠金、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保障金、自動車損害賠償保障事業の業務の取扱に関する諸費に充てるための業務勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）

第六條 業務勘定においては、法第五十條及び法第八十二条第二項の規定による一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、法の規定による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業の業務の取扱に関する諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）

第七條 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、保険勘定及び保障勘定に係る次の書類を添附しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第八條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第十條 保険勘定又は保障勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて整理するものとする。

2 保険勘定又は保障勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、当該勘定の積立金を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が当該勘定の積立金の額をこえるときはそのこえる額を、当該勘定の積立金がないときはその損失の額を、それぞれ当該勘定の損失の繰越として整理するものとする。

（剰余金の繰入）

第十一條 各勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十二條 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、保険勘定及び保障勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

第十四條 各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十五條 保険勘定又は保障勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において借入金をすることができ、

2 前項の規定により借入金を行うことができる金額は、保険勘定においては、再保険料（第四條第二項の規定により保障勘定へ繰り入れらるべき金額を除く。）及び法第四十六條の規定による納付金をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するの不足する金額を限度とし、保障勘定においては、賦課金、法第八十二条第一項の規定による他の会計からの繰入金及び保障勘定からの繰入金をもつて保障金及び業務勘定への繰入金を支弁するの不足する金額を限度とする。

（一時借入金）

第十六條 保険勘定又は保障勘定において、支払上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

（借入金及び一時借入金の借入及び償還の事務）

第十七條 前二條の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十八條 第十五條第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十六條第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越）

第十九條 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、その経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本船再保険特別会計」の下に「自動車損害賠償責任再保険特別会計」を加える。

昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案
昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律

は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定中次の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えて同法の規定を適用する。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十一条第一項	七月一日から同月三十一日まで	七月十六日から八月十五日まで
第二十一条の三ただし書	七月三十一日	八月十五日
第二十一条の四第一項	六月十五日	七月十日
第二十一条の二第一項	同月三十一日	七月二十五日
第二十一条の二第二項	六月十五日	七月十日
第二十一条の二第三項	七月一日	七月十六日
第二十一条の二第四項	七月十五日	七月三十一日
第二十三条第一項及び第三項	七月一日	七月十六日
	同月三十一日	八月十五日

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「葉たばこ」を「たばこ」に改める。

第十七条の二を削る。

第四十三条の二十三を次のように改める。

（通告処分により納付される金銭等の取扱）

第四十三条の二十三 たばこ専売法

第七十九条第一項、塩専売法第五十五条第一項又はしよう、鹽専売法第二十八条第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。以下「国税犯則取締法」という。）に基く通告の処分により納付される金銭及び物品については、公社がこれを受領するものとする。

2 公社は、前項の規定により受領した金銭についてはその金額を、物品については当該物品の価額に相当する金額を、受領の日の属する月の翌月十五日までに、政府に

納付しなければならない。

3 前項に規定する物品の評価に関しては、政令で定める。

4 国税犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品を公社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

5 第一項の規定による金銭の受領及び第二項の規定による当該金銭の額の納付は、公社の収入支出外とする。

第四十七条の二を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

附則に次の三項を加える。

5 公社は、地方交付税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第三項の規定により配付するたばこ専売特別地方交付金の財源に充てるため、昭和三十年度内に、三十億円を限り、政令で定めるところにより、政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付しなければならない。

6 前項の規定により公社が納付した金額は公社の昭和三十年度の損益計算上損失金に算入しない。

7 昭和三十年度に限り、専売納付金の額は、第四十三条の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額から第五項の規定により納付した金額を控除

した金額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 たばこ専売法（昭和二十四年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

4 塩専売法（昭和二十四年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

5 しよう、鹽専売法（昭和二十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

昭和三十年五月三十一日印刷

昭和三十年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局